平成３０年９月４日

保護者の皆様

岐阜市立長森南小学校
校長　　**辻　　伸之**

治癒証明書の取り扱いについて

初秋の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、お子さんがインフルエンザなどの感染症にり患した場合、岐阜市では「学校感染症の診断書及び証明書」（治癒証明書）を学校からお渡しし、医療機関による出席停止の証明をお願いしてきました。

このたび、岐阜市教育委員会から医療機関での証明を求めない対応に切り替えるとの指示がありましたので、今後は下記の対応とします。ご理解頂きますようお願いいたします。

記

１　出席停止の手続き

① 学校感染症の診断を受けたら、学校にご連絡ください。「学校において予防すべき感染症　り患報告書」（以降、り患報告書とする）をお渡しします。

② 医師の指示等を保護者が記入し、治癒後、報告書を学校に提出ください。

２　医療機関による証明書を廃止し保護者のり患報告書に替える理由

- インフルエンザ等の流行期には、証明書の発行が医療機関の業務に支障をきたす場合があります。
- 医療機関の証明に伴う文書料の保護者負担が無くなります。
- 出欠席に関わる記録は指導要録に記載する内容であり、正確を期する必要があるため医師の指示等を書面（り患報告書）で提出いただきます。

（参考）学校感染症・・・学校保健安全法に定められた学校において予防すべき感染症のこと。麻しん、風しん、結核、インフルエンザ、おたふくかぜ、みずぼうそうなど。